

アクトワンリーガルレポート vol. 7(13L4・2013/10/01)

〒104-0031 中央区京橋 2-6-16 エターナルビル 5F(TEL:3566-0901/FAX:3566-0902)

弁護士法人アクトワン法律事務所 無断複製・転写を禁じます。

テーマ：常用代替派遣の規制緩和

派遣法改正の動向

- (1) 労働者派遣法の改正は、平成 24 年改正において、登録型派遣・製造業派遣の原則禁止が削除され、その後、「今後の労働者派遣制度の在り方に関する研究会」において、継続して改正の方向性が審議されていた。
- (2) 今般、研究会報告書の原案が公表されたが、その内容がほぼ自民党ないし政府案となる可能性が大である。なお、本報告書の内容に対しては、規制改革審議会において対案を提出する動きがある。

報告書の概要

- ① 製造業務派遣のみ特に派遣法において規制する合理成は乏しく、原則禁止は行わない。
また、特定派遣事業については無期雇用派遣元に限定する。
- ② 常用代替派遣については、無期雇用派遣についてはこれを認め、有期雇用派遣についても 26 業務の区分を廃止する(後述)。
- ③ 派遣先での団体交渉応諾義務、派遣先における均等・均衡待遇当の待遇改善策の実施

報告書において示唆さえる常用代替派遣の在り方

- (a) 常用代替派遣防止策として現行定められている期間制限のない 26 業務については、これを撤廃する。そもそも派遣先労働者の保護を立法趣旨とするものであり、期間制限のない派遣業務を 26 業務に限定する合理性が認められないからである。
- (b) 無期雇用派遣労働者については、雇用の安定性は確保されており、好ましくない派遣利用も起こりにくいと考えられるので期間制限を設けないこととする。
- (c) 有期雇用派遣労働者については、個人レベルにおいて期間制限を行うこととし、派遣労働者を入れ替えれば、無制限に派遣業務を延長することが可能となる。

総括

今般の意見書における主要な改正の方針は上記の常用代替派遣制度の在り方についてであり、方向性としては、派遣業務そのものの期間制限を撤廃しつつ、派遣労働者の保護をはかることが打ち出されており、今後の改正案の動向が注目される。

上記問題についての詳細のお問い合わせは当事務所までお願いいたします。

なお、アクトワンリーガルレポート vol.8 は、「公益法人制度の概要」(13C2)の予定(2013/11 発行予定)としております。 以上